

いじめ防止基本方針

令和 4 年 3 月改定

下関市立王司小学校

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、当該児童生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）によって、心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項要約）

(2) いじめの理解及び特徴

いじめは、「どの子供にも、どの学級にも起こりうる」。との認識をもつことが重要である。

(3) いじめの禁止

児童生徒は、いじめを行ってはならない。（「いじめ防止対策推進法」第4条）

(4) 求められる責務

◆学校及び教職員の責務（法第7条より）

保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合には、適切かつ迅速に対処する責務がある。

◆保護者の責務等

子どもがいじめを行うことのないよう指導するとともに、学校や教育委員会が講ずるいじめの防止等のための措置に協力する。また、子どもがいじめを受けた場合には、適切に子どもを保護する責務がある。

(5) 基本的な認識

◆いじめは、「人権に関わる重大な問題」である。

- ・いじめは許されない」という毅然とした姿勢を示す。
- ・いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは、絶対に認められない。

◆いじめは、「学校、家庭、地域の教育力が問われる問題」である。

- ・大人の何気ない言動や不適切な対応が、子どもを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長してしまったりすることもあり得る。
- ・大人が日頃から毅然とした態度、個性や差異を尊重する姿勢を示すことが大切である。
- ・いじめは、「仲のよい友達同士の間でも起こり得る」、「誰もがいじめる側にもいじめられる側にもなり得る」等の可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめ問題の対応については、児童の人格の成長を旨とした教育的配慮の下で行う必要がある。

◆いじめは、「発見が難しい問題」である。

- ・いじめは、人が見ていないところで起こりやすい。一見すると遊んでいるようにも見えることもある。（いじめとふざけ合いが区別しにくい）
- ・被害者は、誰にも打ち明けることができず、その悩みや苦しさを一人で抱え込んでいる場合が多い。

◆いじめは、「学校、家庭、地域、関係機関が連携して取り組むべき問題」である。

- ・子どもの様子をいち早くキャッチした者が、その子どもを取り巻く全ての関係者と連携して、それぞれの立場から解決に向けた責務を果たす必要がある。

(6) 基本的な姿勢

学校として

- ・教育活動全体を通じて、児童一人ひとりが、心豊かに、安心して生活できる学校・学級作りを行う。
- ・児童にしっかりと寄り添い、一人ひとりの状況を把握するとともに、児童が安心して悩みや不安を相談できる信頼関係を構築する。
- ・保護者や地域住民等といじめの防止等に係る情報を共有し、未然防止や早期解決に向け、連携して対応できる体制を整える。

保護者として

- ・どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなり得ることを認識し、いじめを行うことのないよう、規範意識や人権意識等を高める指導を行う。
- ・学校や地域の子どもと関わりのある人々と、いじめの防止等に関する情報交換を行うとともに、根絶を目指してお互いに補完しあい、協働して取り組む。
- ・いじめを発見したり、いじめのおそれがあると思われたりするときは、速やかに学校等に通報または相談する。

子どもとして

- ・社会や学校の集団の一員としての自覚をもち、お互いのよさや違いを認め合い、自らが主体的にいじめのない風土作りに努める。
- ・周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけ、周囲の大人に積極的に相談する。

地域社会として

- ・「地域の子どもは、地域で育てる」ことを目指し、全ての子どもが健全に成長するよう、相互に連携していじめの根絶を図る。
- ・いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者や学校、関係機関等に積極的に情報提供するとともに、連携していじめの防止等に努める。

(7) 基本的な対応

『未然防止・早期発見・早期対応』

未然防止

- ・子どもの心身の成長過程に応じて、様々な人と関わり合う生活体験や学習活動を通じて、こころの通い合う人間関係を構築する能力を醸成する。併せて、豊かな情操や道徳心、社会性を育み、障害への理解や人権感覚を高める。
- ・学校は、児童や保護者との信頼関係を基盤として、いじめを絶対に許さない風土を作る。

早期発見

- ・学校、家庭、地域が一体となって、子どもたち一人ひとりに寄り添い、かかわる中で、子どもが発するサインを見逃さない。

早期対応

- ・いじめを認知した（疑わしい場合も含む）場合は、速やかに管理職に報告し、情報を共有する。併せて、保護者の理解、協力を得ながら早期解決・再発防止を目指す。
- ・いじめられている児童に対しては、『絶対に守る』という学校の姿勢を示し、心の

ケアと安全確保に努める。また、いじめたとされる児童に対しては、事情を確認した上で適切な指導を行う。

- ※ 学校は、いじめの未然防止・解決に向けて、平素から家庭、地域、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）との連携を密にし、早期の相談やケース会議等を行う。

2 校内体制の確立

(1) いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

《構成員》

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、特別支援コーディネーター、（必要に応じて スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ガイダンスアドバイザー）

《活動》

- ・いじめの早期発見・再発防止に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・いじめ防止に関すること
- ・いじめ事案に対する対応に関すること
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他、いじめの問題に関する児童の理解を深める

《開催》

学期ごとに定例会を行い、内2回はスクールカウンセラーを招聘する。いじめ事案発生時は学級担任、学年主任を加え緊急開催とする。

(2) 確実な情報共有と指導体制の強化

- ・いじめの対応に温度差が生じないように、全教職員が学校いじめ防止基本方針に基づき、組織的・計画的にいじめ問題に取り組む。
- ・全教職員が、いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」ことを共通認識するとともに、いじめの基本的な対応について理解しておく。
- ・学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、平素から、管理職との報告・連絡・相談を確実に行うことを徹底する。また、状況に応じて、速やかに「いじめ防止対策委員会」を核として組織的に対応する体制を整備しておく。

(3) 教職員が児童と向き合うことができる体制の整備

学校における業務改善を一層推進し、教職員が児童と向き合う時間を確保する。

(4) 教育委員会への報告・相談

- ・定期報告 … 毎月、「新たに認知」及び「継続支援中」の全ての事案について報告する。
※継続支援中…事案発生後3ヶ月を経過しても、解消と認められないもの
- ・臨時報告 … 学校において解決が困難と考えられる事案においては、直ちに報告する。

3 未然防止の取組

(1) 心の教育の充実

- ・「王司っ子班活動」、集団登校、中学年による総合的な学習での福祉教育、6年生による1年生のお世話などの取り組みを通じて、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心など、豊かな心を育む。
- ・下関いのちの日には、全校集会でいじめ問題に対する基本的な考え方を共有する

とともに、各学年に応じた道徳、学活の授業を行う。

(2) いじめを許さない学校・学級づくり

- ・いじめの行為のみならず、周りではやし立てたり、傍観したりする行為も同様に許さない環境・風土を作る。
- ・「学ぶ楽しさと分かる喜びを感じることのできる授業づくり」を目指して、授業改善を行い、「ストレスを生まない」、「認められている」という実感の持てる学級づくりに取り組む。
- ・環境整備を心がけ、校舎内の落書きや掲示物、下足、トイレのスリッパ等の乱れがないように気を配る。
- ・黙って一生懸命掃除をする。
- ・「あいさつ運動」で明るい地域、学校作りを目指す。

(3) 児童の主体的な活動の充実

- ・児童が主体的に活動する場を工夫し、自己有用感や充実感を高める。
- ・ツメタ貝の卵の駆除や王司かざぐるま作りなどの活動を通して、王司地区や王司小学校に誇りをもったり、大切にしようとしたりする気持ちを養う。

(4) 日常的な実態把握・関わり

- ・毎週の「スマイルチェック」を確実に実施し、子どもたちの声をしっかり受け止めた上で、些細な問題も早期に対応して、いじめを未然に防止し、「先生は話を聞いて解決に向けて行動してくれる」という安心感と信頼関係を築く。

(5) 保護者や地域住民との信頼関係の構築

- ・学校だより（王司小通信）やホームページ、学校運営協議会等で、学校生活の様子を家庭や地域に伝えとともに、家庭や地域での様子も把握し、保護者や地域住民との信頼関係を築く。
- ・人権教育参観日と性教育参観日を隔年で行い、保護者と連携した取組を推進する。

4 早期発見の取組

(1) 日常的な行動のきめ細かな観察

(2) 日記等からの情報収集

(3) いじめアンケートの実施（児童生徒：毎週、保護者：学期1回）

- ・週1回のアンケート調査を確実にを行い、その週末までに内容を確認して、いじめが疑われる場合はもちろん、気になるアンケートの回答にその週のうちにアンケートを書いた本人及び関係者から聞き取りを行い、解決に向けて対応する。また、生徒指導主任→教頭→校長は全児童のアンケート内容を必ず確認する。連続して名前が挙がる児童については記録し、場合に応じて個別に教育相談を実施する。
- ・学期ごとに保護者へのいじめアンケートを実施する。
- ・気になるアンケートがあれば、すぐにいじめ防止対策委員会を開いて対応する。
- ・アンケートの保管期間は、児童が卒業後5年間とする。

(4) いじめ相談箱「ふれあいポスト」の設置

- ・6月の全校朝会で「ふれあいポスト」の設置場所を知らせ、児童に学期に1回カードを配布していつでも利用できる体制を整備する。

(5) 教育相談の充実（教育相談週間、スクールカウンセラーの活用等）

- ・2学期に「教育相談週間」を設け、全学級担任が児童全員と個人面談をする。また、スクールカウンセラー来校日を「王司小通信」で知らせ、児童、保護者ともに気軽にカウンセリングを受けることができる体制を整備する。

(6) 悩み事等の相談機関の周知

- ・「子どもの人権SOSミニレター」等、配布時にその趣旨、目的等を各学級できちんと説明をし、学校や保護者以外にも困ったときは相談するところがあることを知らせる。

(7) 児童自身がSOSを発信できる環境づくり

5 解決に向けた取組

(1) 初期対応

ア いじめ発覚直後

- ・担任→学年主任→生徒指導主任→管理職へ報告し、情報を共有する。
(分かっている範囲で、事実のみを速やかに報告する)

イ 対応チームの結成

- ・管理職が情報を確認し、今後の対応の協議、役割分担等を行う。

ウ 関係児童への聞き取り

- ・関係する個々の児童の思いをしっかりと受け止めながら、いじめの詳細について聞き取りを行う。
- ・自習体制をとり、管理職や専科が指導にあたる。

被害児童

- ・信頼関係がある教職員が、個別に別室で聞き取りを行う。
- ・「報復を恐れて真実を語れない」と言うことがないように、「いじめは絶対許されない」、「教職員が全力で安全を守る」ことをしっかりと伝える。

加害児童

- ・いじめの具体的な行為（冷やかす、仲間はずしなど）を確認する。
- ・いじめの認識がない場合もあるので、いじめられている側のつらさを伝えながら、丁寧に聞き取りを行う。
- ・聞き取りが長時間に及ばないように、また、水分補給や用便など健康面、プライバシーの確保（聞き取りの場所や時間帯）にも十分配慮する。

周囲の児童

- ・情報提供者が分からないよう万全の配慮をすることを伝え、具体的な事実（いつ、誰が、どこで、どのようなことがあったのか）を聞き取る。

エ いじめ防止対策委員会の招集

- ・校長は「いじめ防止対策委員会」を招集し、聞き取った内容（不明確なことがあれば再度聞き取り）をもとに、以下のことを協議する。
 - a 被害児童とその保護者への対応
 - b 加害児童とその保護者への対応
 - c 他の児童及び保護者への対応
 - d 関係機関等への支援要請（必要に応じて）
 - e 別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）

オ 対応上の留意点

- ・事案の概要、経緯及び対応については、必ず記録し、保管する。
- ・しっかりした事実確認を行い、事実に基づいた指導や支援を行うこと。
- ・学校外で起こった事案についても、いじめは、継続していることも多いため、

慎重に対応する。

- ・ものの捉え方・感じ方は子供によって異なる。被害を訴えている子供の心情に寄り添い、心のケアを図ることに重点をおく。

a 被害者児童とその保護者への対応

被害者児童（共感的理解に基づく指導・支援）

- ・本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が全力で支えることを約束する。
- ・今後の対応について、本人と相談して決定する。
- ・「いじめに負けるな」などの叱咤激励は厳に慎む。
- ・本人、保護者の了解のもと、スクールカウンセラー等による心のケアを行う。

被害者児童の保護者（家庭訪問による対応）

- ・管理職等、複数の教員で家庭訪問を行う。
- ・学校管理下で起こったことへの謝罪を行うとともに、いじめの概要を説明する。
- ・学校の対応方針等を説明するとともに、保護者の思いや考えをしっかりと聞き取り、連携して対応する。

b 加害児童とその保護者への対応

加害児童〈再発防止に向けた指導、謝罪に向けての話し合い〉

- ・叱責や説諭等のみにとどまらず、振り返りを十分に行い、自己の問題点に気づかせ、しっかり反省させる。
- ・今後の被害児童との関係をどうするのか、改善すべき言動等について話し合い、約束させる。
- ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害児童の気持ちも理解しながら指導する。
- ・被害児童に対して、謝罪の気持ちが持てるよう、粘り強く指導する。

加害児童の保護者〈家庭訪問または来校による対応〉

- ・管理職等を含めた複数の教員で対応する。
- ・加害児童が複数いる場合は、不公平感を抱かれないよう配慮する。
- ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該児童の指導や支援について、共に考える。（加害児童への非難は避ける）
- ・学校の指導や支援について説明する。
- ・被害児童への謝罪等を相談する。

c 他の児童及び保護者への対応

- ・「いじめは絶対に許さない」という姿勢を示し、学校・学年・学級全体の問題としてとらえさせる。
- ・「観衆や傍観者もいじめに加わっていることと同じである。」と認識させる。
- ・被害者児童に対する配慮について指導する。
- ・加害児童への二次的ないじめ被害が起こらないように留意する。
- ・保護者は、加害児童やその保護者を責めるのではなく、学校・学年・学級全体の問題としてとらえ、学校と協力していじめの防止等に取り組む。

d 関係機関等への支援要請（必要に応じて）

- ・学校だけで抱え込むのではなく、教育委員会へ速やかに報告するとともに、状

況に応じて児童相談所や警察、山口県ふれあい教育センター等の関係機関に支援を要請する。

- ・児童の生命や身体の安全が脅かされているようないじめ事案は、直ちに警察と連携し、いじめられている児童の安全確保のための必要な措置を行う。

e 別室指導や出席停止等の措置の検討〈必要に応じて〉

- ・別室指導を行う際は、その期間や指導内容について検討しておく。
- ・出席停止等の措置が必要と考えられる場合は、速やかに教育委員会に相談する。

(2) 中期・長期対応

ア 当該児童の見守りと継続的な指導

- ・表面上は解決したように見えても、より見えにくい形でいじめが潜行する場合があることから、当該児童のきめ細かな見守りや教育相談を継続して行う。
- ・当該児童の保護者に、事後の学校生活の様子等について連絡するとともに、家庭での様子も聞き取り、指導に生かすようにする。

イ 対応上の課題分析と指導体制の強化

- ・発生したいじめ事案を分析し、課題を明らかにして、再発防止に向けて指導体制を強化する。

ウ いじめ防止基本方針の見直し・改善

- ・いじめの未然防止や再発防止に向けて、年度末にはいじめ防止基本方針の見直しを行う。

エ 進級・進学に伴う引き継ぎ

- ・進級や進学の際は、いじめ事案に関しても確実な引き継ぎを行う。

オ 学校運営協議会への報告と支援要請

- ・学校運営協議会で、学校の対応を説明するとともに、学校や家庭、地域での取組についても意見を求め、支援を要請する。

カ 関係機関等と連携した対応

- ・必要に応じて、再発防止に向けて、関係機関等と連携した継続的な対応を行う。

6 重大事態への対応

【重大事態とは】

① いじめにより児童生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき (法第28条第1項第1号)

＊「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」とは

- ア. 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ. 身体に重大な障害を負った場合
- ウ. 金品等に重大な被害を被った場合
- エ. 精神性の疾患を発症した場合 等

② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき (法第28条第1項第2号)

＊「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」とは

年間30日（不登校の定義）を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合等は、学校または市教委が該当の可否を判断する。

- ・重大事態への対応に当たっては、いじめを受けた児童や保護者の申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。 (法案に対する附帯決議の5)

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席する

ことを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、下関市教育委員会に速やかに報告する。
 - (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ・調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生を防止するために行うものである。このため、いじめの事実関係を明確にする調査が必要である。
 - ・いじめられた児童や保護者に、あらかじめ、調査方法や調査内容について相談し、了解を得て行う。
 - ・いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることに、最大の配慮をする。
 - ・調査前に、「得られたアンケート結果は、いじめられた児童や保護者に提供する場合があります」ことを、調査対象の児童や保護者に説明しておく。
- ＊「事実関係を明確にする調査」とは
- ・「いつ、誰から行われ、どのような態様であったか」
 - ・「いじめを産んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか」
 - ・「学校・教職員がどのように対応したか」等を明確にすることである。
- (4) 上記調査結果については、教育長、市長に報告するとともに、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

(1) 未然防止

ア 情報モラル教育の充実

- ・ネット上の不適切な書き込みは、瞬時に広範囲に広がっていく。そのため、ネット上への不適切な書き込み等を行わせないため、情報モラル教育を計画的・系統的に実施する。
- ・年に1回は情報モラルやネットトラブルに関する講演会などを実施する。

イ 家庭・地域への啓発活動

- ・保護者会や学校運営協議会等を通じて、ネットいじめの危険性やネット上の不適切な書き込み等の予防や発見、対策について啓発する。また、児童・保護者を対象とした情報モラル教室を開き、児童や保護者に啓発する。

ウ 学校における携帯電話等の適切な使用に関する指導

- ・学校は、児童（保護者）に対し、トラブルや犯罪行為等に巻き込まれないよう、携帯電話等の使用の有用性、使用に伴う危険性やトラブルの対処方法、適切な人間関係づくりのあり方について指導を行う。また、家庭と連携し、使用に関するルールを徹底させる。

(2) 初期対応

- ・インターネット上のコミュニティサイト（掲示板や無料通話アプリ等）への書き込み内容、メール文などを確認するとともに、実際に印刷や写真撮影をするなどして記録しておく。教育委員会にも速やかに報告する。

(3) 被害拡大の防止

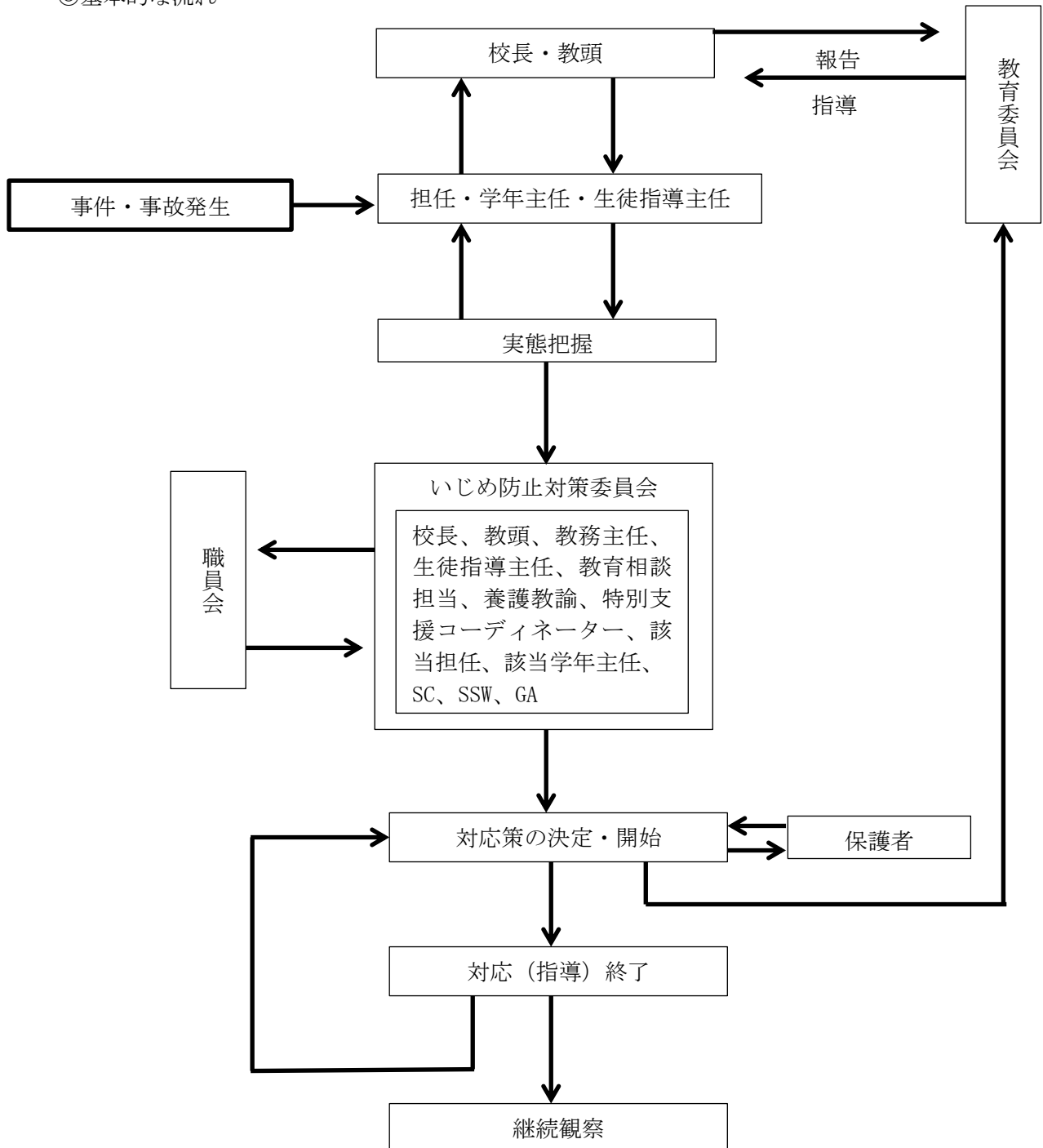
- ・掲示板管理者への削除依頼を行う。
- ・関係保護者の了承のもと、児童の携帯電話やパソコンを閲覧し、不適切な書き込みの削除を確実に行う。

(4) 関係機関との連携

- ・警察棟の関係機関と相談する等、書き込みの内容に応じて外部機関と積極的に連携し、事案の収束に努める。

生徒指導に関する緊急・問題行動対応マニュアル

◎基本的な流れ



重大事態への対応フロー図

